

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南相馬市は、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福島県南相馬市長

## 公表日

令和5年7月26日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務
事務の概要	<p>【予防接種事務】 南相馬市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務</li> <li>対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務</li> <li>予防接種履歴の記録に関する事務</li> <li>費用徴収に関する事務</li> <li>予防接種による健康被害救済の支給に関する事務</li> </ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、南相馬市は、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>健康管理システム</li> <li>住基システム</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【予防接種事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一の10の項</li> </ul> </li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第一省令第10条</li> </ul> </li> </ol> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>項番 16の2、16の3、115の2</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2</li> </ul> </li> <li>(別表第二における情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>項番 16の2、17、18、19、115の2</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</li> </ul> </li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部 健康づくり課
所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号975-8686 南相馬市役所総務部総務課法務文書係 住所:福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話:0244-24-5222 ファックス0244-24-5214 E-mail:somu@city.minamisoma.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号975-8686 南相馬市役所復興企画部デジタル推進課 住所:福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話:0244-24-5213 ファックス0244-24-5214 E-mail:digital@city.minamisoma.lg.jp

## しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ <input type="checkbox"/> 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="checkbox"/> 委託しない ]		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> 提供・移転しない ]		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> 接続しない(提供) ]		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	1.特定個人情報を取り扱う事務		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和4年3月11日	4.情報連携- 法令上の根拠		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和4年3月11日	4.情報連携- 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律改正に伴うもの
令和5年7月26日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	南相馬市総務部総務課情報係 somu@city.minamisoma.lg.jp	南相馬市復興企画部デジタル推進課 digital@city.minamisoma.lg.jp	事後	所属の変更に伴うもの